

# 広島県東部運転免許センター施設内 壁面及び支柱広告掲載事業仕様書

## 1 貸付場所、設置種類及び貸付面積

広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町山北54-2）施設内の次表に掲げる場所

掲載場所	掲載範囲	壁面の材質
待合ホール吹抜部分壁面（A面）	幅6,253mm 高さ1,500mm	石膏ボード＋不燃クロス貼（白色）
待合ホール吹抜部分壁面（B面）	幅10,100mm 高さ1,500mm	石膏ボード＋不燃クロス貼（白色）
待合ホール吹抜部分壁面（C面）	幅11,322mm 高さ1,500mm	石膏ボード＋不燃クロス貼（白色）
待合ホール吹抜部分壁面（D面）	幅9,880mm 高さ1,500mm	石膏ボード＋不燃クロス貼（白色）
電算登録室1 北西壁面	幅2,500mm 高さ1,100mm	石膏ボード＋不燃クロス貼（緑色）
適性検査室1 北東壁面	幅1,600mm 高さ1,100mm	石膏ボード＋不燃クロス貼（白色）
待合ホール支柱	高さ1,900mm 円周3,450mm	コンクリート（白色）

※掲載場所及び掲載範囲の詳細は別紙図面のとおり

※壁面の材質は上記のとおりですが、現況と異なる場合は現況を優先するものとします。

## 2 貸付期間（広告掲載期間）

令和8年11月1日～令和13年10月31日（5年間）

※更新はありません。

## 3 契約の方法等

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、広告を掲載するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により当然に終了し、契約の更新はありません。
- (2) 地方自治法第238条の4第5項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を変更又は解除することがあります。
- (3) 広告掲載事業者が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- (4) 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所への壁面及び支柱広告の掲載を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除することがあります。

## 4 広告掲載事業者の業務

- (1) 掲載場所に掲載する広告主の募集
- (2) 広告掲載に当たって必要な広島県警察との事務手続き
- (3) 広告の製作、設置及び撤去
- (4) 掲載場所の維持管理

## 5 広告の規格及び掲載方法等

- (1) 広告サイズは自由とし、ポスター形式（パネル使用可）とするものとします。
- (2) 広告の掲載方法は、シールによる貼付、ビス止め及び吊るし等による簡易な工法とし、県有財産の現状を大幅に変更することは、原則として認めません。
- (3) 広告の掲載方法の選定に当たっては、原状回復や強度の確保及び壁面材質等を考慮した方法を採用することとし、具体的な方法については協議の上決定します。
- (4) 広告の出幅については、壁面から50mm以内とするものとします。
- (5) 広告掲載事業者は、「広告欄」等の文言を記載するなどの方法により、当該場所が広告欄であることを明示してください。
- (6) 広告の内容に関する責任を明確にするため、広告掲載する壁面及び支柱に広告主の名称、所在地及び電話番号等の必要な事項を表示してください。

## 6 広告の掲載について

- (1) 広告掲載事業者が、掲載場所に広告を掲載しようとするときは、事前に広告掲載承認申請書（様式第10）に誓約書（様式第11）及び広告案を添付して広島県警察に提出し、承認を受けなければなりません。また、承認を受けた広告の全部又は一部を変更する場合も同様とします。ただし、一部の変更の場合は誓約書の添付は不要とします。
- (2) 掲載場所に「広告欄」等の文言を表示するなど、当該場所が広告欄であることを明示すると共に、必要に応じて、広告の内容に関する責任の帰属に必要な事項を注記してください。
- (3) 広島県広告掲載要綱及び広島県広告取扱基準に反する広告は承認いたしません。
- (4) 広告内容又は広告主が法令等（広島県広告掲載要綱及び広島県広告取扱基準を含む。）に違反することが判明したときは、広告掲載の中止又は広告内容の修正を命じることがあります。この場合、中止又は修正に要する費用は広告掲載事業者の負担とします。また、このことにより生じた損害について賠償を請求することはできません。

## 7 広告掲載事業者の遵守事項等

- (1) 使用用途の指定  
貸付物件は、広告の掲載のみに使用するものとし、東部運転免許センター施設内壁面及び支柱広告掲載事業募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守していただきます。
- (2) 指定用途以外の利用等  
ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。  
イ 貸付けを受けた場所は、善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。  
ウ その他広島県警察の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。
- (3) 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力  
広島県警察が行う施設等の法定点検等に関し、広告掲載事業者は協力してください。また、広告掲載事業者は、広告掲載場所の保守点検について実施してください。
- (4) 再委託等の制限  
広告掲載事業者は、広告の掲載及び管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、事前に書面により広島県警察の承認を受けた場合は、この限りではありません。
- (5) 譲渡又は転貸の禁止  
広告掲載事業者は、広告の掲載に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は承継させてはいけません。また、その権利を担保に供してはいけません。
- (6) 搬入・搬出等  
広告掲載事業者は、関係法規及び広島県警察の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、広告の掲載・管理・撤去等を行ってください。その際、事前に広島県警察の承認を得るものとします。

(7) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県警察に報告してください。連絡体制又は連絡先に変更があった場合は同様に報告してください。

(8) 打合せ等

広告掲載事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県警察と打合せを行うものとします。

(9) 情報の適正な管理

広告掲載事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(10) 個人情報の保護

広告掲載事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとします。

(11) 事業の履行に関する措置

広島県警察は、本事業(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、広告掲載事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求します。広告掲載事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県警察の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(12) 契約終了時の貸付物件の引き渡し等

広告掲載事業者は、本事業が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県警察に対して円滑な貸付物件の引渡しを行うものとします。

なお、原状回復に要した費用は広告掲載事業者が負担することとし、広告掲載事業者は、広島県警察に対し、原状回復に要した費用、広告掲載に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(13) その他

広告の掲載についての問い合わせ又は苦情については、広告掲載事業者の責任において対応してください。

## 7 貸付料の支払

(1) 各年毎の貸付料は、次表のとおりとします。

令和8年度(令和8年11月1日～令和9年3月31日)	落札金額の12分の1の金額
令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和10年度(令和10年4月1日～令和11年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和11年度(令和11年4月1日～令和12年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和12年度(令和12年4月1日～令和13年3月31日)	落札金額の5分の1の金額
令和13年度(令和13年4月1日～令和13年10月31日)	落札金額の60分の7の金額

※割り切れない場合、その端数は初年度の金額に含めるものとする。

(2) 広告掲載事業者は、広島県警察の発行する納入通知書により、年額の貸付料を毎年度4月30日までに支払わなければなりません。ただし、初年度の貸付料は契約期間の開始までに支払わなければなりません。

(3) 納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、広島県警察の指定する日までに支払うものとします。

(4) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞金の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがあります。

(5) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞金を加算して広島県警察に支払っていただきます。

なお、契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合があります。

(6) 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき契約を変更又は解除した場合その他広島県警察が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

## 8 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立ててください。

なお、連帯保証人が個人の場合における民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和9年度分の貸付料相当額とします。また、広告掲載事業者は、契約締結時に連帯保証人に対し、民法第465条の2第1項各号に定める事項について真実かつ正確な情報の提供を行うものとします。

## 9 解除通知

広告掲載事業者が貸付料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

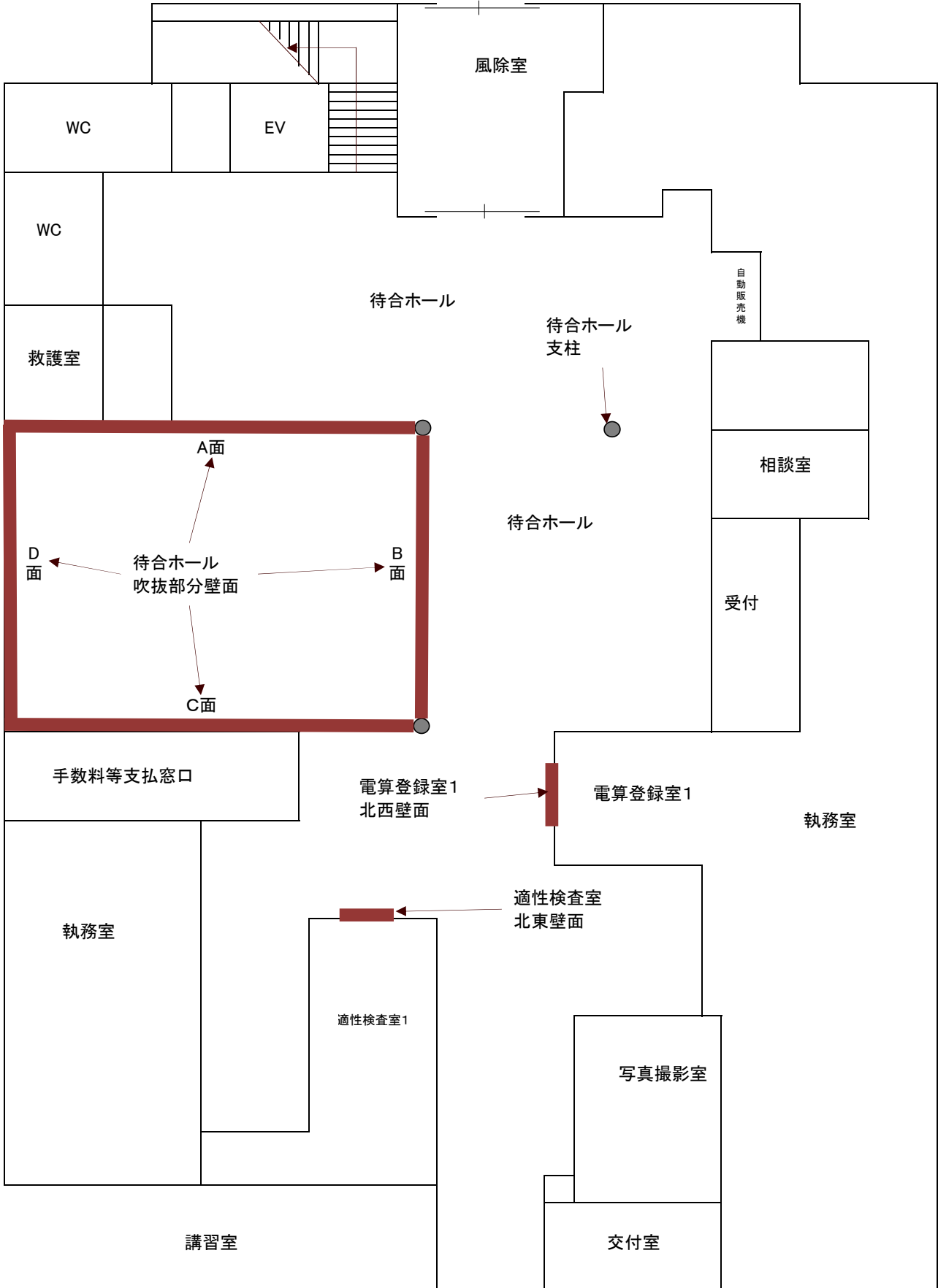
## 10 原状回復

広告掲載事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県警察の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還するとともに、借受財産返還書（様式第9）を提出してください。ただし、広島県警察と協議し、原状に回復する必要がないと認める場合は、借受財産返還書の提出のみで足りります。

## 11 その他

事業の実施に関し疑義があるとき又は仕様書等に定めのない事項については双方協議の上、解決するものとします。

正面入口



待合ホール吹抜部分壁面(A面)



待合ホール吹抜部分壁面(B面)



待合ホール吹抜部分壁面(C面)



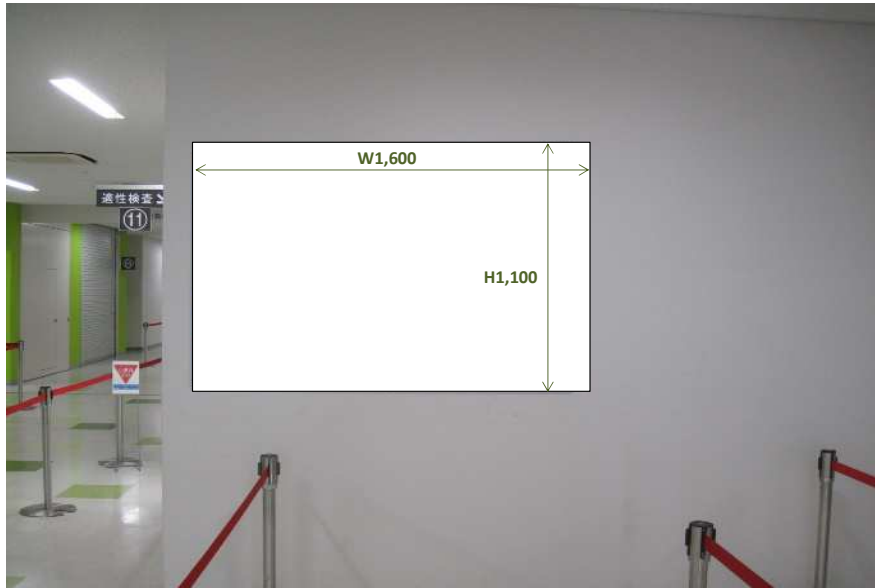
待合ホール吹抜部分壁面(D面)



電算登録室1  
北西壁面



適性検査室1  
北東壁面



待合ホール支柱

